

第30回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ **開催日時** 令和3年(2021年)7月28日(水)14時00分～16時20分

◇ **場 所** 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室(オンライン会議形式)

◇ **議 事**

- | | |
|---|---------|
| (1) 横須賀市景観審議会運営要領の改正について | 資料1 |
| (2) 令和2年度景観法・景観条例の運用状況等について(報告) | 資料2 |
| (3) 令和2年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告) | 資料3 |
| (4) 屋外広告物条例の見直しについて(審議) | 資料4 |
| (5) 令和元年度及び令和2年度景観審議会専門部会
議事案件について(報告) | 非公開 資料5 |
| (6) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) | 非公開 資料6 |

◇ **出席者**

委員12人

小林正美委員長、田口敦子副委員長、柿崎俊道、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、
栗原輝男、小泉厚、松下啓一、柳澤潤、山畑信博、吉田愼悟

事務局6人

都市部長・廣川淨之(冒頭挨拶後に退室)、まちなみ景観課長・宍戸孝全、
屋外広告物担当主査・高山智久、景観担当主査・土屋文代、高橋翔太、吉原大貴

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議 事**

※本審議会は、全部を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話
をすることができるシステムを利用する方法により行い、会議の冒頭において事務局が、
委員間で映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人
の確認をした。

事務局から、当審議会委員12人のうち12人の出席により会議が成立している旨、傍聴
人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。

また、議事録署名委員は、菊竹委員と工藤委員となった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 横須賀市景観審議会運営要領の改正について

- (1) 事務局から別添「資料1」に基づき説明
- (2) 質疑・意見等
特になし。改正案のとおり運営要領が変更された。

2. 令和2年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告）

- (1) 事務局から別添「資料2」に基づき説明
- (2) 質疑・意見等
特になし。

3. 令和2年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

- (1) 事務局から別添「資料3」に基づき説明
- (2) 質疑・意見等
 - 質問（山畑委員）

3つ目の改修事例について袖看板が除却されているようであるが、支持しているフレームが残っているように見える。残ったままであれば、経年劣化で脱落する可能性があるため気になる。
 - 回答（事務局）

支柱が残っている状況である。安全管理はきちんとしていただくようお願いしている。
 - 質問（山畑委員）

支持しているフレームまで撤去を求めた方が安心である。
 - 回答（事務局）

今後は支持しているフレームも撤去してもらうよう指導をしていく。
 - 意見（国吉委員）

広告景観推進協力員を募って実施している市は少なく、横須賀市の取り組みは評価できる。今後もこのような活動は重要になってくるので、協力員の方々にも継続して頑張ってもらいたい。
 - 回答（事務局）

貴重なご意見をいただきありがたい。景観審議会委員の方々から評価されていることを広告景観推進協力員に伝えたい。

4. 横須賀市屋外広告物条例の見直しについて（審議）

- (1) 横須賀市から横須賀市景観審議会へ諮問書を提示

(2) 事務局から別添「資料4」に基づき説明

(3) 質疑・意見等

○説明（小林委員長）

先ほど、本審議会あてに横須賀市屋外広告物条例の見直しについて市長より諮問があった。本日はこの諮問に基づいて審議する。

1. プロジェクションマッピングの基準新設

■意見（田口委員）

近隣では東京都と八王子市だけしかプロジェクションマッピングの基準がなく、その策定に携わってきた立場から発言したい。どちらの自治体も横須賀市ほど細かく基準を定めたものではない。映像メディアをどう扱っていくかを先年横須賀市屋外広告物審議会の最後の事案として審議し、今回の改正案と同じ基準で策定している。今回は、映像メディアの基準をプロジェクションマッピングに当てはめ、道路境界線からの距離によって投影できる大きさを定めた。道路境界線から奥に入れば入るほど大きい面積で使ってよいという基準であり、それを準用したということの問題ない。積極的な考え方で、東京都や八王子市もここまでは詰めていないはずである。東京都の場合は、大型の投影を考えており、道路境界線からの距離というような考え方は出てこない。横須賀市の場合は、実現可能な制限を設けるということで問題ない。

●質問（山畑委員）

東京都の場合は、高い位置まで投影するものやプロジェクターを何台も使用して建物全体を包み込むようなものまでを含めて想定をしている。交通や歩行者に対する影響が大きくなるため、ガイドラインを策定し細かく定めている。LEDの表示であっても発光型は点滅の影響があり、それと同様に投影するプロジェクションマッピングについても、細かく点滅の回数やコントラストの問題などをガイドラインで定めているのが現状である。東京都は警視庁と一緒に実証実験を行っている。また、投影した時の音の問題は屋外広告物とは別の条例で規制しており、騒音規制として取り締まっている。

ここで確認したいのは、横須賀市の場合は、輝度、照度、点滅等の問題については今後運用する中で考えてゆくのか。

また投影される面だけ検討するのではなく、投影機が上空に設置されるため、安全面についてはどのように考えているのか。

○回答（事務局）

輝度・照度等については東京都・八王子市を参考にガイドラインを今後作成する必要があると考えている。

投影機の安全面については、現在も屋外広告物の許可の更新時には安全点検を実施しているので、プロジェクションマッピングの場合も更新時に投影機の安全を確認することになる。

●質問（小林委員長）

このプロジェクションマッピングの面積規定は恒常的な投影の基準であり、短期的なものについては届出をすれば投影できるという考え方でよいのか。

○回答（事務局）

公有的な短期イベントであれば、届出をすれば、投影の大きさなど基準を緩和できるようにする。公有的とは地域の振興や観光の発展、街づくりの推進、学術や文化、芸術、スポーツの振興などの目的を有するものと考えている。

●質問（小林委員長）

短期的なイベントを許可するのは景観審議会で行うのか。

○回答（事務局）

基本的には、公有的として定義している内容に当てはまれば意見を聞くまでもないが、疑義が生じるような内容であれば、景観審議会の広告の委員や専門部会に意見を求め判断を仰ぐ。明らかなものは市が判断する。

●質問（国吉委員）

プロジェクションマッピングをイベント時に使うのはわかるが、常時使用することがイメージできない。プロジェクションマッピングが日常的に街に溢れることが本当に良いことなのか、ちゃんと考えたほうが良い。環境映像だけではなく、広告物として出てくるのか。スポンサーの名前が一部出てくるだけで全然違う。そのことも含めて慎重に考えたほうがよい。バス停広告の場合も広告部分はポスターの面の4割以下とするような規制をしている。その他の画像が公共にふさわしいかチェックをしている。バス停広告も静止画が動くようになってきているが、あくまでも静止画像を連続して流しており、画像自体が動くものではない。常に動く映像が街に登場して大丈夫なのかと危惧しており、そのことを議論しないで進めてよいのか。

○回答（事務局）

今回条例改正をするのは、国が平成30年にプロジェクションマッピングは屋外広告物であると規定したことがそもそもの契機となっている。何も規制がない状況ではプロジェクションマッピングの相談があった場合、投影の可否の判断ができないため、まず投影できる面積の基準を策定したい。そのため、既存のデジタルサイネージの基準に当てはめた内容で改正し、運用後必要があれば基準を見直すようにしたい。

●質問（国吉委員）

内容のクオリティはどのようにチェックするのか。

○回答（事務局）

青少年の育成に好ましくない表現等ならば問題であるが、表現の自由があるので質での制限はしない。公有的なイベントで短期間のものであれば、企業広告のボリュームを3分の1に抑える、企業広告の投影を5分間連続して投影させないなどの規制はガイドラインに入れる必要があると考えている。

●質問（国吉委員）

商業地域に投影することはわかるが、その他の地域にも投影を可能とするのか。

○回答（事務局）

商業地域以外では第2種許可地域でも投影は可能とするが、用途地域でいうと住

居専用地域では投影を認めない。

●質問（国吉委員）

第2種許可地域で認めるのはなぜか。

○回答（事務局）

現在デジタルサイネージの設置を認めている地域が、第2種許可地域、第3種許可地域であり、その地域と同様にしている。

●質問（国吉委員）

第2種許可地域でも住居系の地域はあるがどう考えるか。

○回答（事務局）

県道・国道両側30メートル以内にある第1種住居地域など車の往来がある大きな通りの付近であり問題ないと考えている。

●質問（国吉委員）

細かな詰めが必要であり、また街の景観が相当あわたたしくなる心配がある。動画の扱いの事前検討をもう少しする必要がある。

○回答（事務局）

既存のデジタルサイネージも映像が動くものであり、その基準と同じ規制をかけるだけと考えている。

■意見（田口委員）

心配されていることはよくわかる。プロジェクションマッピングやデジタルサイネージは近年広告メディアとして出てきたものであり、それほど活用されてはならず、今後どのように活用されるか見守っていかなければならない。映像メディアということでは、上屋付きバス停への添付ポスターの審査を担当しているが、ここにデジタルサイネージ作品が掲出され始めており、審査方法も代理店と相談しながら行っている。まだ手探りの段階にある。自治体も事前に問題を把握しておく必要はあると思う。先ほど映像のメディアという表現をしていたデジタルサイネージは定期的で固定的であるが、それに比べてプロジェクションマッピングは非常にイベント的で、短期的な投影が非常に多い。プロジェクションマッピングは投影面と離れたところに、光源が置かれることで色々な問題が今後出てくると思われる。ただし、短期的なイベントの要素が強いので、あまり広告としては心配していない。むしろ大型で1日・2日投影するといったものが圧倒的に多いと思う。一方、長期的に使用するものは非常に小型になっている。天井から道路上に映すなどもあるが、大型なものでは長期的な投影はあまりない。

●質問（吉田委員）

袖看板に投影する場合は、袖看板全体に投影して5平方メートルという規制にするのか。また、袖看板は道路上に出てきて道路を歩いている人に見せるということになると思うが、現実にはこういうものがあるのか。

○回答（事務局）

袖看板だけに投影するというよりも、壁面広告と一緒に投影されることが多いと考えている。道路から5メートルであれば5平方メートルというのは袖看板の1面だけを想定しており、合計して10平方メートルまでと考えている。

●質問（吉田委員）

10 平方メートルとはどのように計算しているのか。

○回答（事務局）

袖看板の 1 面で 5 平方メートルと考えており、各面で合計 10 平方メートルとしている。前後の面の場合もあるし、隣り合わせの面の場合もある

●質問（吉田委員）

デジタルサイネージとプロジェクションマッピングを同時に同じ壁面に表示することは可能なのか。

○回答（事務局）

そもそもの壁面の総量を越えなければ表示できる。

■意見（吉田委員）

賑やかになりそうである。

●質問（柿崎委員）

壁面に投影するという話をされているが、立体に投影する考えは持っているのか。プロジェクションマッピングも進化しており、動いているものに対して直接プロジェクションマッピングをするなり、色々なイベントとなると要望が出てくと思う。

○回答（事務局）

今回の投影面積の基準は常時投影するものの基準であり、先ほど説明したように公有的で短期的なイベントであれば設置の基準の除外をする。

●質問（小林委員長）

田口委員の言われたように、先に面積制限をして、そのあと輝度・照度のようなガイドラインを付け加えることはできるのか。それとも、ちゃんと議論をして全部見えたところで改正するのとどちらが良いのか。

○回答（事務局）

条例改正は認めてもらい、条例改正までの期間にガイドラインを作成するという事で考えたい。

■意見（小林委員長）

条例改正までにガイドラインを作成するという事で、皆さんも同意していただくので良いのではないかな。

2. 壁面に直接表示し、又は設置するものの基準変更

●質問（小林委員長）

改正案のとおりで良いか。

○回答（各委員）

意見なし

3. 自動車等の移動するものの外面を利用するものの基準変更

■意見（田口委員）

神奈川県の条例に合わせるということで横須賀市も動いているため、部分ラッピングを認めることになるが、デザイン上バランスが悪い例が出てくるなど、掲出位置の問題を含んでいる。条例は広告面の面積量のみ記述されており、掲出位置

の問題は条例で規制することができないような内容となっている。ラッピング時の配置を制限しておらず、バスのどの面にどのような配置をしても構わないようになっている。もともとバスへのラッピングは全面に貼ることから始まっている。バスの前面だけはバス会社を識別するためにラッピングをしてはいけないが、残りの車体側面、後部の3面は窓の上までラッピングをすることとなっていた。ただし、広告表現は窓下までとなっている。対して、部分ラッピングを認めるとなったときに、配置は全くの自由となることには問題がある。神奈川県条例の下に部分的なラッピングのデザイン審査をここ1年程行っているが、例えば車体側面の一面のみラッピングをすることができ、均等に貼られていないことを阻止できない。これを横須賀市の条例に落とし込むかは問題であるように思う。前述の審査の際には、配置について再度検討するよう差し戻すことが多くなっている。掲出位置について、条例に表記できないのであれば、運用面で規制するしか方法がなく、自主審査の段階でこの問題を話し合うしかないように思う。横須賀市もその方法をとるしかないと思う。

■意見（小林委員長）

質のコントロールを注意深く行う必要がある。

●質問（国吉委員）

横須賀市の場合、審査会がないのか。

○回答（事務局）

横須賀市の場合、自主審査であり、横須賀市の審査会はない。

●質問（国吉委員）

審査会を持っている自治体はないのか。

○回答（事務局）

横浜市は審査会があると聞いている。

■意見（国吉委員）

審査基準を作って、事務局がしっかり管理するか、場合によっては委員会をつくってそこで諮るようなシステムを構築したほうがよい。

●質問（田口委員）

横須賀市では審査会をもっていないのか。

○回答（事務局）

事業者毎に自主審査をしている。

■意見（国吉委員）

事業者では審査ができない。

●質問（田口委員）

事業者が専門家に審査を依頼しているのではないか。

○回答（事務局）

誰に依頼しているかまでは確認していない。プロジェクションマッピングと同様にガイドラインを作成し、バスのラッピングについても事業者に対し規制を周知するということで条例改正を進めてよい。

●質問（田口委員）

独自のガイドラインを持つということか。

○回答（事務局）

そのとおりである。

■意見（田口委員）

それならば可能であると考ええる。

■意見（山畑委員）

東京都の場合は、東京都と事業者とで第三者委員会を作って審査している。

■意見（田口委員）

ほとんどの事業者はそうのようにしている。

■意見（山畑委員）

ほとんどの事業者は社内の審査だけではない。横須賀が第三者を含めた自主審査を行うとしたガイドラインを作成するかどうかである。

○回答（事務局）

第三者が入る形でのガイドランを作成し周知するように進める。

4. 電柱を利用するものの基準変更

■意見（菊竹委員）

この内容は規制緩和と捉えている。都市景観的に考えると、鮮やかなデザインの表示のために地色の規制を除外するならば、条例改正を慎重に扱ったがよい。条例改正には反対の立場である。

■意見（小林委員長）

地色の規制を無くすことには、同じく疑問に思っている。

●質問（吉田委員）

地色の規制が無くなることは問題である。今回の場合はなるべく統一した企業の広告にするということは、大手が 100 本買って同じ広告にすることを歓迎するということか。

○回答（事務局）

公益的な広告を認めるつもりであり、街や地域全体で地域振興や観光振興の取り組みものの場合に、電柱へのラッピングを認めるとして考えている。

●質問（吉田委員）

内容をどのようにチェックするのか。商店街が任されて、仕方がないからマンションの広告などを電柱に掲出するようなことにならないか。

■意見（田口委員）

この広告はエリアマネジメント広告として掲出する短期的イベント広告を想定していると思う。この考え方を持ち込むには時期尚早であったように感じる。エリアマネジメント広告は市役所内各部署、商店街等が組織立って動かないといけない。エリアマネジメント広告としての手続きを明確にしておかなければならない。地域で動きがあるならばよいが、特定の動きがないならば、単に屋外広告物の電柱広告として扱うことになり、色の制限をしないといけない。今後の予定があるのか。

○回答（事務局）

具体的に案件が上がっているわけではないが、久里浜地区に横浜マリノスの練習

場ができるので、電柱ラッピングの相談が上がっても対応できるように条例改正を考えた。

■意見（国吉委員）

地域のまちおこしとして考える相対的なシステムがある中で議論するのであればよい。地域のまちづくり団体の仕組みとして、まちの計画に沿っているものは色彩の規制を除外するくらいにとどめておき、最初から制限を外す必要はない。例えば中華街の電柱をすべて真っ赤にして、広告を掲出するなど、地域の団体が考えて、そのガイドラインの内容を公共が認めた場合には、基準の色彩から外すことができるくらいの柔軟性を持たせる程度でよいと思う。その場合はそのガイドラインに沿っているかチェックする機能は必要になる。

■意見（田口委員）

国吉委員の意見のとおり、まちの活性化を考えたときにこの取り組みが必要になってくる。地元の商業活動をしている方々から要望が出てくるとも想定でき、今後を考えたときにこのような仕組みは必要になってくる。デザイン上の制限をしないなどを記したガイドラインは必要になるが、その一方で審査会を設置し、景観上の整備を担保しておかなければならない。今後審査会を置くのでデザイン上柔軟な対応をしたいということではよいと思う。

■意見（小林委員長）

質のコントロールができるかが前提になってくる。

■意見（国吉委員）

方法としてはあり得るが、表現に工夫が必要となる。

■意見（菊竹委員）

エリアマネジメントということで国吉委員、田口委員の発言に賛同する。その中で例えば、お酒の広告などふさわしくない業種もおそらく出てくると思う。そのため、自主規制や委員会などで内容も慎重に扱った方がよいと思う。

●質問（小林委員長）

デザインだけでなく、メッセージも審査する必要があるとのことでよいか。

■意見（菊竹委員）

業種の審査が必要となる。

5. 管理義務の変更

●質問（小林委員長）

管理義務を所有者にも持たせるということで、改正案のとおりでよいか。

○回答（各委員）

意見なし

（4）答申等取りまとめ

○質問（事務局）

今回の審議会の流れで、1. プロジェクションマッピングの基準新設と3. 自動車等の移動するものの外面を利用するものの基準変更は、ガイドラインを作成するという条件つきであれば改正が可能と考えている。しかし、4. 電柱を利用するものの基準変更

については、改正へのハードルが高いように感じる。改正は難しいか。改正を進めていく場合は、再度審議会を開催し、意見をいただくことになると考えている。

■意見（国吉委員）

4. 電柱を利用するものの基準変更については、このままでは駄目である。1. プロジェクションマッピングの基準新設と3. 自動車等の移動するものの外面を利用するものの基準変更の条例改正については、ガイドラインを同時に発表する必要がある。

●質問（小林委員長）

4. 電柱を利用するものの基準変更については、改正を取り下げるか。

○回答（事務局）

4. 電柱を利用するものの基準変更については、改正を取り下げる。

○審議結果（小林委員長）

それでは、1. プロジェクションマッピングの基準新設は、面積についての規制は改正とするが、ガイドラインを設けることが前提とする。

2. 壁面に直接表示し、又は設置するものの基準変更は、問題がなく、改正してよい。

3. 自動車等の移動するものの外面を利用するものの基準変更は、面積についての規制は改正とするが、ガイドラインを設けることによって質を維持する。

4. 電柱を利用するものの基準変更は、取り下げて現行のままとする。

5. 管理義務の変更は問題がなく、改正してよい。

以上の回答でよろしいか。

○回答（各委員）

意義なし

5. 令和元年度及び令和2年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

6. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

閉会

以上